残る一箇條の要求が解決する迄
住友職工は罷業を續ける
團體交渉權の内容は

住友

合資會社が重役會議の結果、工場委員制度の形式によつて團體交渉權を承認するに至つた事は朝刊に記したが、尖が愈よ決定する迄には、病褥にある總支配人鈴木馬左也氏までも列席せしめ、殆ど

徹宵 で重役會議を開き、[illegible]工の動勢を内偵しつゝあつた、小畑[illegible]中將は、同案の内容を賀川豐彦氏に示して、意見を聽くなど[illegible]役をも努めてゐた、そして會議の結果は、同日午前

八時 に至り[illegible]所、製鋼所の兩工場に發表され、夕刻までには伸銅所へも發表さるゝ事になつてゐる、是で十五日間に亘る紛議も漸く本日中に

議決 する運びとなつたのである、同案の内容は左の如くである

一、當所の職工は、從前の如く任意に他の團體に加入するを得

二、當所内の職工の意見を聽取する方法としては、委員の半數は指定職員に依り、半數は職工の選出に依る工場委員會を組織し、勞働時間、物價指數高低に順應する最低賃銀の決定、衞生、危害防止、[illegible]、休養、風紀[illegible]教育其他職工の福利增進に關し、又は委員の提案を審議なし、其の決議を當社に提出せしむべし

三、組織規定の方法等詳細に就ては、決定の上更に發表すべし

之に[illegible]

日[illegible]手當を發表してあるので、[illegible]工の要求は名目は異つても二箇條[illegible]だけは承認された譯で、尚日給[illegible]最低賃銀の[illegible]のが殘つて居るが、それ等は[illegible]に

讓歩 するに至るべく、職工は同日午前十時より電線製鋼の合部大會を開き、同案に對する意見を[illegible]たが、殘りの要求[illegible]の解決を見るまでは罷業を續行することに

一決 伸銅、電線、製鋼の三工場から三名の代表者を出し、本日[illegible]に[illegible]役と折衝することゝなつた

(大阪電話)

住友職工連
待呆けを喰さる
津田課長に橋渡を頼んで 本日會見の上解決せん

【夕刊續報】住友電線製鋼兩所では職工約二千名廿八日午前九時から[illegible]西區四貫島町茶[illegible]物工場に會集し演說會を開いて氣勢を揚げ委員の[illegible]

歸來を 待ち受けた、その[illegible]へ十名の實行委員が會社の回答を齎して歸り[illegible]の要求する[illegible]團體交渉權は獲得した』と報告するや一同は萬歲を叫んで一應[illegible]した、而し委員は『團體交渉權以外に[illegible]の要求する解雇手當賃銀の値上げ、抵抗者を出さゞる事などの問題が殘つて居る』とて更に交渉を[illegible]

[illegible]したが午後三時に至つて[illegible]で再び

行悩み の狀態になつた、製鋼所の要求は一箇年に就き[illegible]廿日電線所同百日分で會社の回答は五十日分であつたのを右交渉[illegible]の回答を受くると實行委員側では妥[illegible]の意味から右手當を八十日分と改め退職手當の要求をも更正の上賀川豐彥氏に橋渡しを依頼したので氏は當日午後三時に住友總本店に赴き津田人事課長に面接して[illegible]職工側の

希望を 述べ[illegible]課長は其意を[illegible]とし午後五時迄に返事[illegible]所[illegible]及電線所[illegible]と[illegible]支配人[illegible]の西[illegible]と會見の分を得る旨[illegible]へた氏は[illegible]委員に伝へ大[illegible]は大[illegible]市西區[illegible]て時刻の[illegible]るのを待つたが午後六時に[illegible]

住友の爭議 漸く解決に近づく
團體交渉權に關して勞資の諒解が成立した

大阪住友電線・製鋼兩工場の爭議は勞資雙方の態度頗る强硬で容易に解決すべくもなかつたが伸銅工組合新進會が會社に對して[illegible]を發すると共に場合によつては動搖せんとする形勢を示したので會社側では[illegible]に解決を急ぎ伸銅所[illegible]託小幡文三郎博士が[illegible]に職工側たる友愛會と會社側との間を斡旋しつゝあつた事は朝刊所報の如くである、住友總本店に於ける重役及び三工場幹部合併の秘密會議は廿八日午前二時に至り職工の要求の眼目たる團體交渉權に關する具體案が漸く纏つたので小幡博士は直に西區親中通の共益會に賀川豐彥氏を訪ひ該成案を提示して諒解を求めた、賀川氏は該案に更に修正を加へたので小幡博士は該修正案を携へて本店に歸り重役と協議の結果賀川氏の修正を承諾する事に決し再び小幡博士は共益會に賀川氏を訪ひ茲にいよ／＼團體交渉權に關して友愛會及び職工側の諒解を求めることゝなつた、最初團體交渉權に對する會社の回答は當會社のみの職工なりて組織し且當會社の進步發達の目的に背馳せざる團體に對しては當會社は[illegible]

[illegible]一、[illegible]團[illegible]に關し[illegible]の意見を徵すべき組[illegible]職工の代表に加入せしむる[illegible]の意見に[illegible]

[illegible]が今回確定した案は右記の如く更に之を具體化したもので工場委員制度が完全に認められた譯である

六月十八日付を以てせる當所回答第一條の趣旨は共同時說明せる如く當所の職工が從來の通り任意に組合の團體に加入するを得るものと[illegible]、又同回答中にある當所內職工の[illegible]

の半數は當所指名の職員により半數は職工の選出による工場協議會なる組織し勞働時間物價指數の高低に順應する最低賃銀の制定、保健、衞生、危害防止、互助共濟、娛樂、休養、風紀、教育其他職工の幸福增進に關し當所の諮問又は議員の提案を審議調査し其決議を當所に提出せしむべし

其組織及び選擧方法の詳細に至ては決定の上更に發表すべし

而して會社側では右成案を廿八日午前七時職工の出勤時間に電線、製鋼、伸銅の三工場に揭示した

退職手當 其他の件も
互讓で圓滿に 解決する模樣

一方電線・製鋼兩工場の罷工職工千五百名は廿八日午前十時より西區四貫島町大阪紡[illegible]會社工場に集まり團體交渉權に關し會社側が讓步した事につき報告演說會を開いたが尚退職手當、賃金値上其他につき解決すべく申合せ午後一時散會した、又製鋼所職工幹部大矢、三谷、中田の三名は製鋼所の中、和田、[illegible]井、伸銅所側の安藤の諸氏は親中通の共益會に赴き賀川豐彥氏と[illegible]退職手當其他の件につき[illegible]を重ね[illegible]、安藤の兩氏は午後一時住友總本店を訪うたが退職手當其他の問題に就ても勞資雙方の步み寄りにより圓滿に解決するものと觀測される

暴行職工二名

住友電線製鋼所職工[illegible]大阪市西區九條[illegible]下之町[illegible]同職工北[illegible]は[illegible]町[illegible]橋粱に拘束された[illegible]の結果二十二日[illegible]同所職工[illegible]白川崎[illegible]長太郎の宅を訪問し同盟罷業に同意せしむる爲め毆打したる事實判明し[illegible]に依つて處分された

◇大阪の勞働示威行列

大阪住友全工場では數日來より勞働爭議に就いて職工一同が大に氣勢を揚げて居たが廿四日男女職工三千名は大示威行列を行ふた寫眞は大江橋を通る行列である

突撃は同十時頃行はれ事の急をさいた[illegible]署は[illegible]其[illegible]警戒に努めた同二十七日[illegible]に電線所に出動した者は電線職長四十名[illegible]職工十一名[illegible]役夫二十四名の計七十五名である

住友罷工團が 大示威行列を遣る
廿八日の午前十一時から
昨日は四貫島で慰安演藝會

住友電線製鋼兩罷工職工團中約三千名は二十七日午後五時から[illegible]を行ふべく目下朝日橋署の許可を申請して居るが多分許可さるゝであらう尚散會の後六時から四貫島森田鐵工所跡で慰安の演藝會を開いた尚二十八日は午前十一時に中之島公園に集合して四貫島小學校橫手で演說會を開く由[illegible]天王寺公園まで堺筋を示威行列

住友電線罷業職工
四たび組長會を襲擊す
數百名が手に／＼棍棒を提げ 隊を組んで組長連を脅かす

[illegible]襲に組長會の動靜によつて激昂して居た住友電線所の罷工職工は二十六日夜八時半から約二百名許りの隊を組んで各自に棍棒等をひつさげ西成郡[illegible]町の組[illegible]合事務所を襲つた急報に接した所轄[illegible]署では直に警官數十名を派し之が鎭撫に努め電線工水田[illegible]を檢束したが同夜十一時半數百名の職工は再度の包圍を企て警察隊の駆付けない間に引揚げたが尚も飽き足らず二十七日午前二時約五十名餘の職工は第三回目の襲擊を試み附近の深更を破つて大に組合長の心膽を寒からしたが又復第四回目の